

アトピー性皮膚炎治療研究会会則

総則

(目的)

第1条 本会は、アトピー性皮膚炎の治療法を医学的に正しく評価し発展させることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、次のものからなる。

1. アトピー性皮膚炎の治療に当たる医師。
2. アトピー性皮膚炎の治療に関連する特定の専門分野の研究者
3. その他本会が認めた者
4. 賛助会員

(事業)

第3条 本会はアトピー性皮膚炎治療シンポジウムを開催し、その成果を出版する。また、本会の目的に必要なその他の事業を行う。

(経理)

第4条 本会運営の経費は、会費、賛助会費、寄付金、その他の収入で賄われる。

役員と運営

(役員、役員会)

第5条 本会に、代表幹事、幹事、世話人、監事の役員をおく。

1. 代表幹事は本会を統括し、幹事会、世話人会を開催する。
2. 幹事は幹事会に出席し、代表幹事に対して意見を述べ、賛否を表明する。
3. 世話人は世話人会に出席し、幹事会に対して会の運営に関する意見を述べ、賛否を表明する。
4. 監事は会計監査をおこない、代表幹事、幹事会、世話人会に報告する。

(事務所)

第6条 本会の事務所を地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター皮膚科内（所在地 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7-1）におく。

事務所は、会議の準備、入退会手続き、会費の徴収その他の経理、成果の出版などの事務をおこなう。

(会計報告)

第7条 代表幹事は、シンポジウム以外にかかる経費の出納について、幹事会、世話人会に報告しなければならない。

シンポジウム

(課題)

第8条 本会は、年に1回、アトピー性皮膚炎の治療に関する次のような課題を選んでシンポジウムを開催する。

1. 治療の研究方法
2. 医師の間で甚だしく意見の相違が認められる治療
3. 民間で流行しているが、評価の定まっていない治療
4. 一般に行われていないが、有効性が期待される治療
5. その他

(会頭)

第9条 シンポジウムの運営責任者として毎年会頭をおく。会頭はシンポジウムを企画し、主催する。

(事務局)

第10条 会頭はシンポジウム運営のための事務局を設置することができる。

(運営費)

第11条 会頭はシンポジウム運営のため会場費を徴収し、寄付金を集めることができる。その際、会頭はシンポジウム終了後収支報告をしなければならない。

入退会

(入会)

第12条 入会は、世話人の推薦を必要とする。

(退会)

第13条 退会は、本人の意志または世話人会の決定によっておこなわれる。事務局への連絡なしに、会費を2年以上滞納した会員は、退会とする。

会費と会計

(会費)

第14条 会費は、世話人会で決定し、付則に定める。

(会計)

第15条 会計年度は、毎年1月1日にはじまり、12月31日に終了する。

会則

(変更)

第16条 世話人会の発足後は、世話人会の承認によって変更できる。

付則

1. 年会費は5、000円、賛助年会費は3万円とする。

(平成7年6月 2日 発効)

(平成8年7月14日 改正)

(平成14年4月20日 改正)

(平成25年5月 1日 改正)